

○（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会設置要綱

令和4年7月29日土教委告示第12号

（設置）

第1条 （仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画（以下「計画」という。）の策定に当たり必要な事項を調査・検討するため、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 上大津地区における（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校の施設整備等に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し土浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

2 検討委員会は前項の検討結果について、教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 上大津地区の代表的立場にある者
- (2) 上大津東小学校、菅谷小学校及び土浦第五中学校の学校長
- (3) 上大津東小学校、菅谷小学校及び土浦第五中学校の児童・生徒の保護者の代表
- (4) 上大津東小学校及び菅谷小学校の通学区域の地域の代表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（委員長）

第4条 検討委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育長が指名するものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、検討委員会の設置目的が達成されたと認められるまでとする。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年8月1日から施行する。

（最初の会議）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に行われる会議は教育長が招集し、第4条第2項の規定により委員長を定めるまでの間教育長が議長となる。

（この告示の失効）

3 この告示は、委員の任期が満了した日に、その効力を失う。